

都市計画課・建築住宅課・保健センターなどが移転します

問合せ先 成長戦略室

■都市計画課・建築住宅課などが移転します

3月6日(月)から、都市計画課・建築住宅課などが市役所からりんくうタウン駅ビルへ移転します。新しい住所は次のとおりです。(詳しい場所は地図をご覧ください。)

新しい住所

☎598-0048 りんくう往来北1 りんくうタウン駅ビル東棟2階

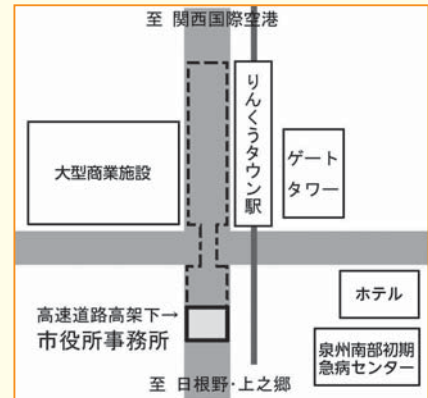
新しい電話・FAX番号

建築住宅課 (☎447-8123)

都市計画課 (☎447-8124)

建築住宅課・都市計画課兼用FAX (Fax 447-8125)

※専用駐車場・駐輪場がありませんので、公共交通機関を利用してください。電車利用の場合は、南海・JR「りんくうタウン」駅改札口を出て東側(山側)へ徒歩約2分、コミュニティバス利用の場合は、「りんくう総合医療センター」バス停から歩道橋(通路)を渡り徒歩約10分となります。



都市計画課・建築住宅課などの移転場所

■保健センターが移転します

3月27日(月)から、中庄にある保健センターが市役所へ移転し、4月1日から健康推進課となります。おもに健診会場となる施設は、地図のとおり市役所とエブノ泉の森ホール間の建物(健診センター)となりますが、事務所は市役所3階となります。保健センターの専用電話番号は廃止され、市役所の代表番号に統合されます。手続きや相談などは、お間違いのないように市役所内の事務所までお越しください。



移転する健診会場(健診センター)の場所

各種手続きや届出の提出先などが今後変更になりますので、ご注意ください。

臨時福祉給付金(経済対策分)

消費税率の引上げ(5%→8%)による影響を緩和するため、所得の低い人に対して、制度的な対応(軽減税率の導入)を行うまでの間、暫定的・臨時的な措置として臨時福祉給付金を支給するものです。今回は、消費税引上げ(8%→10%)が2年6ヵ月延期されたことを踏まえ、経済対策の一環として、平成31年9月までの2年6ヵ月分を一括して支給することとしたものです。この給付金を受給するためには申請が必要ですが、支給の可能性のある人には4月下旬に個別通知(申請書)を発送する予定です。返信用封筒を同封しますので郵送で申請してください。



対象 平成28年1月1日(基準日)において泉佐野市の住民基本台帳に記録されている人で、平成28年度分の市民税(均等割)が課税されていない人

※ただし、課税されている人に扶養されている人や生活保護受給者などは対象外です。



支給額 支給対象者1人につき15,000円

申請期間 4月28日～10月30日(当日消印有効)

担当課 障害福祉総務課

問合せ専用電話・FAX ☎0570-666-371 Fax463-8600



「臨時福祉給付金」の「振り込み詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください

- 市や厚生労働省などがATM(銀行・コンビニなどの現金自動支払機)の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。
- 市や厚生労働省などが、「臨時福祉給付金」を支給するために、手数料の振込みを求めることなどは絶対にありません。